

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 今後益々拡大を見せる中小M&A
- II. 消費税の思わぬ落とし穴
- III. 中小企業の所得拡大促進税制の改正

[今月のトピックス]

- ・法務省情報コーナー
- ・中小企業庁情報コーナー
- ・今月のブックマーク
- ・事業復活支援金のお知らせ

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研
TFGM&A株式会社

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL (06) 6538-0872
FAX (06) 6538-0896
E-mail info@tfg.gr.jp
(編集担当 藤本)

I 今後益々拡大を見せる中小M & A

— 政府の取り組み概要 —

今、経営者の高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響で業績を伸ばせていない企業が散見されるようになってきています。政府としては中小企業の経営資源の散逸を回避するとともに、事業再編、再構築を促し、生産性の向上又は経済の発展を実現するための施策を発表しています。その中の一つの方法として中小企業のM&Aを推進するために「中小M&A推進計画」をとりまとめています。

■中小企業M&Aの意義

1. 経営資源の散逸の回避

現在、経営者の高齢化が進み事業の継続が難しくなっている企業や新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減ったためこの際廃業しようという流れが多くあります。せっかく築き上げた事業をいともあっさり廃業されるケースが多く見られます。

そういった企業でもM&Aをすることによって今までの事業の継続が可能となる場合があります。

2. 生産性向上の実現

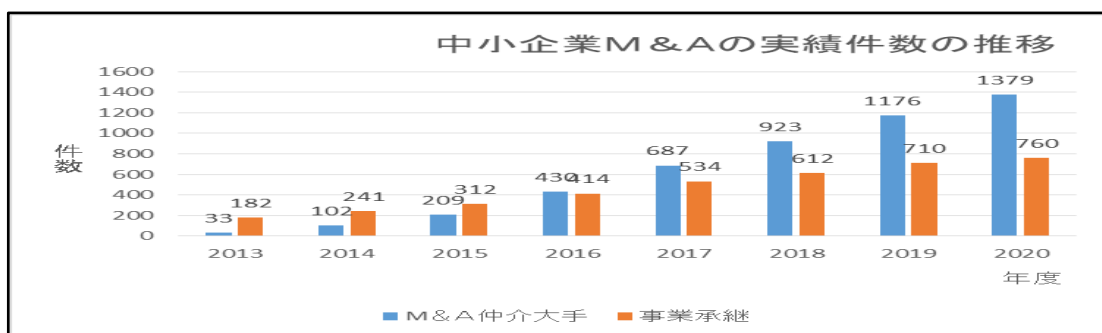
企業を買うとなるとそれなりの資金が必要です。従って買う側の企業の多くは売る会社より事業規模が大きい場合が多いので、販路や調達企業など規模の拡大が見込まれ新たな業務に対応するため事業再構築等を行い生産性向上が実現致します。

3. リスクやコストを抑えた創業

他社の事業資源を引き継ぐために、実現可能性は織り込み済みでリスクの回避につながり、その事業を構築するまでにかけた時間を短縮しコストを抑えた創業を促すことにつながります。

■中小企業M&Aの実施状況と潜在的な対象事業者

中小企業M&Aは年々増加傾向に有り年間3～4千件程度実施されていると推計されています。



(資料 中小企業庁)

又、潜在的な譲渡側は60万社との試算もありこれから政府としては整備していく必要性がでてきています。

■M&Aの円滑化に向けた取組み

1. 官民のネットワークの構築

事業承継・引継支援センターとM&A支援機関の連携強化としてセンターとプラットフォームの連携を拡大しています。また、登録基準の見直しを図り統一して使いやすくする動きがあります。

2. 創業希望者等と後継者不在企業のマッチング

経営資源引継型創業を希望する者の創業支援機関から後継者人材バンクへの情報交換の円滑化を図っています。

3. 小規模・超小規模M&Aにおける安心

規模が小さなM&Aには不安がつきものです。その場合には弁護士などの連携をできる仕組みの構築を急いでいます。また、その費用の補助も検討しているようです。

4. 表明保証保険を活用できる環境の整備として保険料の補助も検討されています。

■M&A後の経営統合に関する支援の確立

1. 公的機関としてよろず支援拠点

経営統合後は、2つの会社の風土がぶつかり合うものです。中小企業ではそういった場面ではシナジー効果を生むどころか共倒れも珍しくありません。経営戦略策定などの支援のためによろず支援拠点を設置しています。

2. 経営統合の段階的支援

指針の策定やシステムなど順序立てて行うことによりスムーズな経営統合が進みます。これはM&A支援機関での支援サービスの提供を検討しています。

■中小M&Aに特有の制度的課題への対応

1. 所在不明株主の株式の買取等に要する期間の短縮

株主不明とはなかなか考えられないかもしれませんが、実際は結構遭遇します。現在は5年以上の通知不到達、配当不受理など期間を要しますがこれについてはすでに「経営承継円滑化法」により特例が設けられ1年でも可能となっています。(手続き必要)

2. M&A手法の選択の幅を狭める制度的課題への対応

許認可等の承継に障害のあるものやないものなどが混在し、その整理・整備を行い、安心の提供を急いでいます。許認可のために資産の売却ができなかったり、制約のあるものが存在します。制約のためのクローリングされない場合も現在は起きています。

政府は、今後5年間の実施概要を発表していますが、それほど具体的ではなく、これから検討などを進めるようです。しかしこういう姿勢を見せていますので、法的に実施しやすい環境が整ってくることは間違いがありません。しかも潜在的に譲渡側は約60万社として、すべて廃業となれば日本経済は恐ろしいこととなります。今まで培った経営資源はやはり後世に残したいものです。私共も「M&A東亜」からこの度、独立して、「TFG M&A ルリエ株式会社」を立ち上げました。グループで皆様のお手伝いできればと考えております。

II 消費税の思わぬ落とし穴

— 今年もいつもと同じとは限りません —

令和5(2023)年10月1日より消費税に関してインボイス方式が適用されます。この消費税は、そもそも、1937年に贅沢品に対して課せられた「物品税」が前身です。その後、1940年に「物品税法」が制定され、1989年4月に消費税法となり贅沢品に限定するものではなくなりました。当初、消費税率は3%でしたが、地方消費税を施行することで1997年4月から5%、2014年4月には8%、2019年10月からは軽減税率8%と10%の複数税率となりました。

消費税の税収について、1990年は約4.6兆円であったのが、2000年には約9.8兆円、2010年は約10兆円、2020年には実に21兆円となりました。2020年度一般会計税収60.8兆円から考えるといかに消費税が日本国にとって重要な財源であるかがうかがい知れます。消費税はお客様からお預りした消費税から支払先に支払った消費税を控除して税務署に納めますが、ここでは、原則的ないつも通りの計算方法(納税額)ではいけないケースをピックアップしてご説明いたします。

■ 課税売上割合が95%未満や課税売上高が5億円超となった場合(本則課税の場合)

消費税の本則課税は、お客様からお預りした消費税から仕入にかかった消費税を控除(仕入税額控除)したものを税務署に納付するものです。しかし、課税売上割合が95%未満や課税売上高が5億円超となった場合には、仕入に係る消費税額を全額控除することはできません。仕入に係る消費税に対して課税売上割合(課税売上高と非課税売上高の合計に占める課税売上高の割合)を乗じた分だけしか仕入税額控除ができず、一括比例配分方式や、個別対応方式で仕入税額控除を求め、消費税を計算しなければなりません。その際、非課税売上が多いほど控除できる仕入に係る消費税が減り納付する消費税額が多くなります。この非課税売上の代表的なものとして土地の売却、居住用家屋や土地の貸付、貸付金の利息等があります。

■ 棚卸資産の調整(本則課税の場合)

消費税の課税事業者から免税事業者になった場合、課税事業者であった直近の課税期間の期末棚卸に係る消費税分を課税仕入に係る消費税額から控除します。結果、税務署に納付する消費税額が増えます。逆に免税事業者から課税事業者になった場合、課税事業者となる課税期間で直近の免税期間の期末棚卸に係る消費税分を課税仕入れに係る消費税額に加えます。結果、税務署に納付する消費税額が減ります。来期から免税事業者になるので今期の消費税額を少なくしようとして期末棚卸資産が増えるのを覚悟で多めに仕入をしても消費税額が少なくなる結果となりますのでご注意ください。

■ 高額特定資産の購入(本則課税の場合)

本則課税期間中に、高額特定資産(1取引で税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産)を購入した場合、その取得があった課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの3年間は消費税の課税事業者となり、この期間は簡易課税制度も適用できません。今年は、大きな買い物をするので、免税事業者なのにあえて、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して消費税の課税事業者になり、今期は

消費税を還付してもらっても、その後2年間に消費税を納付することで、逆に納付額が多くなったりする場合があります。また、いつもは免税事業者なのに今期だけ課税事業者で、この期間に高額特定資産の購入をした場合も、それから2年間は本来免税事業者なのに強制的に課税事業者となります。

調整対象固定資産とは、購入価額が100万円以上の建物及び付属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産をいいます。

■ 調整対象固定資産（本則課税の場合）

上記の「高額特定資産の購入」で調整対象固定資産が1,000万円以上の場合に課税事業者として縛りを受けると申しあげましたが、下記の条件下では購入価額の金額に縛りがなく調整対象固定資産を購入すれば、その購入した課税期間を含む3年間は消費税の課税事業者となります。

1. 「課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者として強制適用される2年間に購入
2. 資本金1,000万円以上の新設法人で、課税事業者となった設立当初の2年間に購入
3. 特定新規設立法人につき、課税事業者となった設立当初の2年間に購入

■ 簡易課税の仕入率

課税売上高が5,000万円以下でずっと消費税は簡易課税を選択しているのと同じで変わらないよ、という事業者もおられますが、簡易課税制度は事業内容を第1種事業から第6種事業までの6つに区分し、各々の事業区分でみなし仕入率（90%、80%、70%、60%、50%、40%の6段階）を適用して消費税額を算出します。御社が新規事業を立ち上げられたり、いつもと違う内容でお仕事をされた場合、そのお仕事に今まで適用していた事業区分と違う事業区分を適用しなければならない場合があるので注意が必要です。



法務省情報コーナー

近年、所有者不明の土地が増えてきており、公共事業や災害復興の妨げとなっています。そのための法律が2つ法案通過しています。相続登記や住所等の変更登記の義務化、それに伴う負担軽減策の導入などや相続等によって取得した不要な土地を手放すための制度などが、令和5年4月以降、順次施行されます。

III 中小企業の所得拡大促進税制の改正

— 上乗せ措置が見直されました —

令和3年12月10日に令和4年度税制改正大綱が公表されております。その中で賃上げした場合に活用できる、中小企業における所得拡大促進税制について改正のポイントをお伝え致します。

■ 改正の概要

中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せの改正を行う予定となっており、最大の税額控除額は給与等の増加額の40%（従前は25%）と拡充が行われる予定となっております。またその適用期限が1年間延長されることとなっております。

■適用の時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されることとなっています。

■改正の比較表

以下で「税額控除」の改正前・後の比較表を提示することとします。

	改正前	改正後
通常	控除対象雇用者給与等支給増加額 (注1) ×15%	変更なし
上乗せ	下記の①及び②の要件を満たす場合 →10%加算 ① 適用年度の雇用者給与等支給額 ≥ 比較雇用者給与等支給額 ×102.5%	適用年度の雇用者給与等支給額 ≥ 比較雇用者給与等支給額 ×102.5%の場合 →15%上乗せ加算
	②下記のいずれかを満たす場合 イ：適用年度の教育訓練費の額 ≥ 前年度の教育訓練費の額 ×110% ロ：適用年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、その計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと	適用年度の教育訓練費の額 ≥ 前年度の教育訓練費の額 ×110% →10%上乗せ加算
最大控除率	最大控除率 25%	最大控除率 40%

(注1) 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した額をいいます。

■最後に実務上の留意点について

1. 控除税額の上乗せに関する要件のうち、経営力向上計画の認定に係る要件がなくなりました。
2. 法人住民税の計算においても、税額控除の適用が講じられました。
3. 教育訓練費に係る税額控除の上乗せ措置の適用を受ける場合、改正前は教育訓練費の明細を記載した書類の確定申告書への添付が必要でしたが、改正後は保存義務にとどまる予定です。
4. 適用要件自体は、改正前後で変更ありません。
適用年度の雇用者給与等支給額 ≥ 比較雇用者給与等支給額 ×101.5%です。
5. 税額控除の上限についても、適用年度の法人税額の20%を上限としており変更ありません。



中小企業庁情報コーナー

第2回「アトツギ甲子園」が2月19日に開始されます。39歳以下のアトツギ（後継者候補）が今までの経営資源を活かした新規アイデアを競うイベントです。様々なアイデアが満載。HPには概略が載っておりますので、それを見るだけでひらめきがあるかもしれません。上位入賞者には「新規事業アイデア補助金」が提供されます。又メディアにも紹介されますので宣伝効果も得られます。



今月のブックマーク

副業でフリマやオークションに出品している人を多く見かけるようになりました。そんなあなたに、相場が分かるサイトがおすすめです。「aucfan」いろいろなモノの値段の相場が見ることができます。フリマって結構高く出品されているケースもあるので失敗しないためにご活用ください。

<https://aucfan.com/>

事業復活支援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響で事業を継続するために頑張っている事業者の方に 継続して回復してもらうために国が新たな支援金を用意しました。すでに受付も開始され該当される事業者様は早めに申請をお勧めいたします。

- 対象者 次の条件を満たす必要があります。
 1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
 2. 2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上が2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者
- 給付額 中小法人 上限最大 250万円
個人事業者等 上限最大 50万円
- 計算方法 基準期間の売上高－対象月の売上高×5か月分
- 給付上限

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円以下	年間売上高 5億円超
△50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
△30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※一時支援金又は月次支援金を受給された方の申請は簡易になっております。過去の申請情報を活用もできますので早めのご対応をお勧めいたします。

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、相続対策等に関する支援等についてのコンサルティング業務、中小M&Aなどご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんがご理解賜りますようお願い申し上げます。

TFG

起業・革新・ベンチャー支援・・・Tax&Financial Group

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研
TFGM&A ルリエ株式会社

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております。

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号

野村不動産四ツ橋ビル8F

(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896

[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 藤本 清